岡山県国民健康保険運営方針各章の主な改定内容

県国保運営方針=県内の統一的な運営方針として策定

策定の趣旨等

第1章 基本的事項

- 〇 持続可能な国 保制度となるよ う制度を安定化
- 〇 県と市町村が 一体となって国 保事業を共通認 識で実施
- 〇 市町村が引き 続き担う事務の 共同化、効率化 の推進



対象期間:3年間 (平成30~令和2年度) 3年ごとに見直し 「⇒次期(令和3~5年度)



構成

その他、各章共通で現況デー タや取組内容の時点修正

- 第2章 国民健康保険の財政 運営の考え方
- ○被保険者数及び世帯数等の状況 ○国保財政運営の現状
- ○医療費の動向及び将来の見通し
- 〇赤字解消・削減取組及び目標年次

- 〇保険料(税)水準の統一 第3章 納付金及び標準保険 🗖
- 〇納付金の算定方法(医療費水準の反映等)
- ⇒将来的に目指すこととし 今後課題等の整理、解決に向けた検討を行う。
- ○激変緩和措置
- 〇標準保険料(税)の算定方法
- ⇒経過的な対応であることを踏まえ、将来的な終了に向けて段階的な縮小を図る。

第4章 保険料(税)徴収の 📙 適正な実施

料(税)の算定方法

〇現状(収納率の推移等) 〇収納対策

第5章 保険給付の適正な 実施

- 〇県による保険給付の点検 ○レセプト点検の充実強化 ○療養費の支給の適正化
- ○第三者行為求償事務の取組強化
- ⇒賞書に基づく損保代理店からの傷病届の作成・提出代行に対する県の働きかけの実施
- ⇒交通事故に係る第三者直接求償事務に係る国保連への委託範囲の拡大の検討

第6章 医療費適正化の取組

- ⇒人生100年時代を見据えた健康長寿社会の実現、保険者努力支援制度の拡充など、保険者の予防 ・健康づくりの推進が求められる背景を踏まえ、医療費適正化を積極的な推進を図る。
- 〇現状
 - ⇒保険者努力支援制度に合った現状分析(重症化予防、がん検診、歯科検診の追加記載)
- 〇医療費適正化に向けた取組
 - ⇒ナッジ理論を活用した特定健診受診勧奨、重症化予防に係る人材育成の研修会・資材作成等の支援

第7章 事務の広域的・効率 📙 的な運営の推准

- 〇保険者事務の共同実施 〇県による審査支払機関への診療報酬の直接支払
- 〇市町村事務処理標準システムの導入促進
- ⇒サーバー等と共同利用する県クラウドの構築による導入支援
- ○オンライン資格確認及びマイナンバーカードの被保険者証利用について

第8章 保健医療・福祉 サービス等施策との連携

- ○保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組
 - ⇒高齢者の保健事業と介護予防の取組の一体的実施

第9章 国保運営における 必要な措置

- ○県国民健康保険運営方針等連携会議の設置
- ○県国民健康保険団体連合会との連携